

単位互換について【短期大学部】

平成30年度後学期に単位互換制度を利用できるのは、「聖カタリナ大学」と「松山短期大学(夜間)」です。

履修希望者は、各大学が提供する科目を確認し、履修の手続きをとる必要がありますので、以下の日時までに教務課に申し出てください。

申出締切	9月25日(火)	17:00まで
決定者発表	9月28日(金)	学内掲示板にて発表

※初回授業から参加可能。履修希望者多数の場合は抽選により受講できない場合あり。

【単位互換制度に関する規則】

単位互換制度とは、他大学等の科目を履修し、それを所属大学の単位として認定してもらうという制度。学生の幅広い関心と興味に応じて履修することができ、自分の専攻を深めるためにいろいろな可能性にチャレンジしたり、自分の大学にない分野の科目を学んだりすることができます。

1. 単位互換の対象大学等
 - 1) 聖カタリナ大学(看護学科を除く)
 - 2) 松山短期大学
 - 3) 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」による単位互換
2. 学生の身分
受け入れ大学等では「特別聴講学生」という
3. 履修資格
本学の在学学生
4. 履修可能な単位数
年間8単位まで(卒業までに15単位まで)
5. 単位互換科目
 1. -1) ①専任教員が担当している講義科目(特定の資格取得のため、履修者を限定している科目を除く)
②演習・実技系科目の内、特別に互換を認めた科目(年度当初に掲示する)
 1. -2) 松山短期大学が決定する科目(学期のはじめに掲示する)
 1. -3) 「環境防災学」
6. 履修制限
 1. -1) 1科目あたり原則として5名程度とするが、科目により異なることがある。希望者多数の場合は抽選による。
 1. -2) 1学期間5人以内とする。希望者多数の場合は、抽選による。
 1. -3) 制限なし
7. 単位認定
 - ①受け入れ大学等で履修した科目については、「単位互換認定科目」として、受け入れ大学等での授業科目の区分、授業科目名、評価及び単位数をもって認定する。
 - ②認定した科目は、基礎教育及び専門教育科目の選択科目として卒業要件単位数に算入する。
 - ③1. -3) 「環境防災学」は、基礎教育科目の選択科目として、卒業要件単位数に算入する。
 - ④学則第46条に定める資格の要件については、学生が所属する学科に開設される授業科目並びに資格取得要領によることとし、互換科目をもって充てることはできない。
8. 受講料
 1. -1) 無料
 1. -2) 1科目2単位13,000円
 1. -3) 無料
9. 手続
 1. -1) 各学期はじめに「単位互換科目履修願」を教務課に提出。願提出期限は掲示する。
 1. -2) ①各学期はじめに「特別聴講学生願」を教務課に提出。願提出期限は掲示する。
②履修を許可された学生は、所定の期日までに授業料の納付手続を行う。手続きの詳細は教務課から履修者に知らせる。
 1. -3) 年度はじめに履修登録を行い、「特別聴講学生願」を教務課に提出する。願提出期日は掲示する。
10. 諸注意
 - ①単位互換科目の時間割は各学期当初に掲示する。集中講義の科目にあつては、日程を掲示等により周知する。
 - ②希望者多数の場合の抽選日程の連絡等は掲示により行うので注意すること。
 - ③履修願を提出して許可を得ながら途中放棄することの無いよう、十分に検討した上で履修計画を立てること。
 - ④定期試験日程が他の科目と重なった場合には、教務課まで申し出ること。
 - ⑤シラバスは教務課で閲覧できる。
 - ⑥他大学で単位互換科目を受講する際は、本学の学生証を必ず携帯すること。ただし、受け入れ大学で特別聴講学生としての学生証を発行された場合は、そちらを使用する。